

## 答申第26号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

山形県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年4月8日付けで行った個人情報開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和4年3月25日、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和4年私に対して出された人事異動の決定に関して、私が校種変更を希望若しくは承諾したことが分かる文書及び私に校種変更を命じることを決裁した文書」の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、「県職員等又は県職員であった者の人事に関する事務は、条例第11条第1項の規定により開示請求対象外であるため」との理由を付して、令和4年4月8日付け教職第43号個人情報開示請求却下通知書により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年5月13日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和4年7月12日、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求に係る諮問を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分について取り消し、本件開示請求に係る文書の開示

を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例第6条第1項第1号の「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」に該当する審査請求人の個人情報開示請求を却下したのであるから、条例に違反し、違法である。
- (2) 実施機関は、条例第11条第1項を根拠にしているが、第11条は他人情報の一般的な開示請求に関するものであり、自己情報の開示についてではない。
- (3) 審査請求人は、日本国憲法第21条で保障されている知る権利を侵害されている。

## 第4 実施機関の主張要旨

### 1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

### 2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人情報の開示請求は、条例第11条に規定されており、第1項において条例第4条第4項第1号に規定する事務は除くものとされている。
- (2) 条例第4条第4項第1号には、「県の職員及び市町村立学校給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに県が設立団体である地方独立行政法人の役員及び職員（以下「県職員」という。）又は県職員であった者に関する事務」が規定されており、審査請求人は県立学校に勤務する県の職員であり、その人事に関する事務については開示請求の対象外である。
- (3) 以上のことから、本件処分は規程に基づくものであり、適当である。したがって、審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 条例第11条第1項の該当性について

- (1) 条例第11条第1項において、「何人も、この条例の定めるところにより、

個人情報を取り扱う事務（第4条第4項第1号に規定する事務を除く。）に係る公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を、当該公文書を保有する実施機関（議会にあっては、議長。以下この章（次条 第1項第3号ロ及び第8号を除く。）において同じ。）に対し、請求することができる」と規定し、自己を本人とする個人情報の開示を請求する権利について定めている。

- (2) 同項における「(第4条第4項第1号に規定する事務を除く。)」とは、「県の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員並びに県が設立団体である地方独立行政法人の役員及び職員（以下「県職員等」という。）又は県職員等であった者に関する事務」を除くものであり、これについては、『山形県個人情報保護条例の趣旨及び解釈』（平成13年3月21日付け総第752号総務部長通知）によれば、県職員等又は県職員等であった者の人事（任免、分限、懲戒、人事記録等）に関する事務を開示請求の対象から除外する趣旨であると解している。
- (3) 本件開示請求は、人事異動に関する文書の開示を求めているものであることから、明らかに開示請求の対象とはならず、請求を却下すべきである。
- (4) なお、審査請求人が主張する条例第6条第1項第1号の規定は、実施機関における個人情報の取扱いに関する規定であって、開示請求に関する規定ではない。
- (5) したがって、本件処分は、妥当である。

### 3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月12日	審査庁から諮問を受けた。
令和5年2月9日 (第74回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年3月1日 (第75回審査会)	事案の審議を行った。

## 山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員